# 学生論稿執筆経験者

# インタビュー企画

東京大学法科大学院ローレビューは本誌で第11巻を迎える。本ローレビューは、これまでに数多くの論稿を掲載してきたが、それは同時に、数多くの執筆者が存在し、彼ら彼女らが社会に出たことを意味する。学生論稿執筆経験者は、第11巻を含め、48名(延べ53名)に上り、彼ら彼女らは、法曹三者、研究者等として活躍している。

第10巻においては、特集記事として、これまでのローレビューを振り返り、今後のローレビューの展望を考える機会が設けられた。この第11巻では、視点をローレビューそれ自体から、過去にローレビューにその論稿が掲載された執筆者の方々に移すこととする。論文を執筆すること、論文が掲載されることはどのような意義を持ち、その経験は現在、法曹三者や研究者として生きていく上でどのように活かされているのか。執筆者自身に、執筆当時のことを振り返って頂き、その体験を言葉にして頂くことは、法科大学院生のみならず多くの方々にとって示唆に富むものとなろう。

本企画においては、4本のインタビュー記事を掲載することとなった。過去にローレビューにその論稿が掲載された法曹三者(弁護士・裁判官・検察官)及び研究者の方々の中から、各1名ずつ、ご協力頂いた。そのお力添えに、この場を借りて御礼申し上げたい。

この企画により、学生による論文執筆がますます盛んになれば幸いである。

東京大学法科大学院ローレビュー第 11 期編集委員会

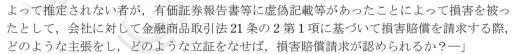
# <裁判官>

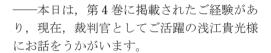
#### 判事補 浅江貴光 様

東京大学法科大学院 2010 年 3 月修了。 64 期司法修習を経て、2012 年より現職。

#### 第4巻掲載(3頁)

「金融商品取引法 21条の 2 第 1 項に基づき損害賠償を請求する際の主張・立証方法について一金融商品取引法 21条の 2 第 2 項に





### ~執筆前~

――論文を書こうと思ったきっかけは何だっ たのでしょうか。

**浅江** 私は、東大ロースクールに入った時からリサーチペイパーを書こうと思っていました。大学のゼミで論文を何本か書いていて、論文を書くことによって、すごく成長したと書く度に思っていたので、今回もリサーチペイパーを書くことによって成長できるだろうと考え、必ず書こうと思っていました。そこで、何を書こうか、どの先生にご指導して頂こうかということをロースクールに入った直後から考えていました。

― 2年次の夏休み頃にはテーマを決めていく必要がありますが、この金商法のテーマは2年次の夏学期の授業を受けて決めたのですか。

浅江 2年次の夏学期に金商法の授業をとり、金商法の先生に論文を書きたいということを伝え、また、先生にリサーチペイパーの指導教官になって頂きたいとお願いしました。そして、先生にご指導して頂けることになったので、先生の授業を踏まえた上で、金商法関係で何か面白いテーマはないかと探し



――特に金商法に興味を持っていたのですか。

浅江 ロースクールですので、実務的な論文を書きたいと思っていました。しかし、2年次の夏学期は必修のアカデミックな授業が多いので、そうじゃないものを選ぼうと思ったら金商法になったということになります。

――金商法自体に触れられたのは学部の頃からですか。

浅江 もちろんロースクールが初めてです。

――普通の学生からすると、初めて触れた法律について論文を書くことには不安があると思うのですが。

浅江 論文を書くにあたっては、他の人がこれまで書いていないものを書かなければ意味がないだろうと思っていました。色々と探してみると、金商法は比較的新しい分野ですし、学者の方があまり書かれていない分野ですので、論文自体は書きやすいだろうと逆に思いました。

――このテーマは授業中に思いついたという 印象を抱きました。

**浅江** そうですね。授業でもこの判例とかこ の辺の事例は扱ったと思います。その時にそ のような問題意識を持ったのだと思います。

――当時、2年次で書くという人は周りには いましたか。

浅江 私の周りにはほとんどいませんでした

ね。

――周りの人も書いていない中で、やはり書こうと思われたのは、先ほどおっしゃっていた書くたびに伸びると感じていたからだと思うのですが、どのような部分が伸びたと実感されていたのですか。

**浅江** 1つのことについて、文献を集め、論理的に1つずつ積み上げていくということは、法律家が最も養わなければならない能力なのかなと思っています。また、書くことによって、頭が整理できます。知識としてはあまり増えませんが、このような作業をすることにより、書く力が伸びるということは絶対にあると思いますし、思考力も伸びると思います。そして、論文を書く中で論理破綻していないかということに気を払うので、論理的思考力も自分としては、少しは伸びた気がします。

後は、東大に入って、いい成績がとれるかわからないというのも実際のところありました。いい成績がとれなかったときに就職活動でどうやったら目立てるかということを考え、私は学生時代にこういう論文を書きました、というのを就職活動で見せたら、自分のことを知ってもらうことができ、その上でこの人面白いなと思ってもらえれば採ってもらえるだろうし、つまらない論文だと思えば雇わないだろうと。このように、論文を書くことによって他の人と差別化を図れるという意味でも書くべきだろうと思っていました。

#### ~執筆中~

——リサーチや執筆のスケジューリングはど のようになさったのですか。

**浅江** 色々と探していけば芋づる式に調べないといけない文献は出てくる, という形で文献は探しました。

また、スケジューリングは、適宜先生に報告して、現状を伝えたり、いつぐらいにおおまかなものを提出しますとか、定期的に報告をしていました。最後の2週間に特に、多大なご指導を頂きました。締め切りの2週間前に出した時に、20頁ぐらいだったものを、やっぱり半分にして、と言われてしまいまし

た。半分にした後に、こことここがわかりに くいという指摘をされ、それを直していって という感じでした。

2週間で半分にするのはかなりタイトだったと思いますが。

浅江 そうですね。もう少し早めにちゃんと 見せればよかったなと思いましたが,実務家 が書く実務家向けの論文という観点からのご 指導を頂いて,それがすごくありがたかった ですね。先生は官僚をされていた方でしたの で,忙しい人に対して読ませるものを書くに はどうしたら良いかということで,例えば, 小見出しをいっぱいつけたほうが良いという ご指導を頂きました。確かに今,自分で文章 を書くにあたっても本当にその通りだなと思 います。

また、その他には、結論を導くために必要な議論はしっかり書くけれど、補強するものとか、前提となるところなどはそこまで厚く論ずる必要はない、ということなどをご指導頂きました。おそらく、本格的な論文であればもう少し触れるべき論文とか前提とかもあったとは思いますが、大分圧縮して書きました。そのおかげでとても読みやすくなったと、先生にご指導頂く前のものと比べると一目瞭然でした。

一論文を書くときは石橋を叩きたくなる思いがあるのですが、それをあえて削れというのは実務家の先生ならではの指摘ですね。この金商法21条の2第1項の話を見ていて、おっ、と驚いたのが、鶴岡灯油事件を引用したところで、この判決を持ち出すというのは1つの発想だと思うのですが、最初からこの事件にあたりをつけていたのではなく、調べていくうちに辿り着いたのでしょうか。

**浅江** そうです、初めから結論が決まっていて書きだした訳ではなかったです。色々と文献を探して考えた結果そういう風になったと思います。

――では最初は見えない中で何かないかと探 したということですね。

**浅江** テーマを早く決めて出さなければならないし、時間も限られていますし、金商法ももちろんそんなに詳しくない。そのような中で金商法をテーマにしたので、その辺は結構

苦しんだところではあります。ただ、あまり 関連する文献がなかったので自由に書けて楽 しかったですね。

一金商法に関する論文を実務に出ていない 学生が書くというときに、戸惑うことがあっ たり、論文を書けるのだろうかという不安も あったりすると思うのですが、その辺りは先 生と話しながら緩和していったのか、それと も調べていけば何か書けるだろうという意識 だったのですか。

浅江 私は、不安はなかったですね。間違い、ってそんなにないと思っていました。それに、私は金商法の専門家と名乗って書いているわけではなく、一学生が思い付きで書いているだけなので、それをどう評価されようと、学生時代に書いたものだからね、というだけですし、もし自分の書いたものが評価されたらそれはプラスになるかなと思っていました。だから何も怖いものはないかなと。むしろ、そっちの考えでしたね。

――株価の議論など、実務に出ていないとわかりにくいところだと思いますが、その辺についてご苦労はされなかったのですか。

浅江 分かりにくかったので、なるべく民法とか民訴とか、金商法ではない議論を使いました。金商法の解説書を読んでみても、金商法は特別な法律、突飛な民事法制というよりも、民法を基本としてその上に立っている法律だという風に私はこの分野について理解していました。ですので、伝統的な差額説から1つずつ積み上げれば何とかなるのではないかなと思っていました。

#### ~執筆後投稿前後~

――ローレビューに投稿する前に手直しはされましたか。

**浅江** 全くしていないですね。元々、ローレビューに出すという意識はなかったのですが、掲示があったので、とりあえず出してみるかという感じで、出してみました。初めは注の付け方もローレビューの規定と若干違ったということもあって、それをローレビューの規定に合わせるのも面倒くさくて、それだけでいっぱいいっぱいいっぱいでしたね。

――投稿して掲載された後、周りから反響というのはありましたか。

浅江 それまで接点のなかったロースクールの同期の人から、論文を読んだと言われたこともありましたし、弁護士事務所の就職活動でも使えました。また、つい最近まで留学をさせて頂いていたのですが、留学の履歴書にもローレビューに載りましたということを書いたら、イギリスの裁判官の方から、これはどういうことなの、とローレビューのタイトルなどから話題を振って頂き、日本の民事法制、損害賠償の話とか、証券訴訟の話などをするきっかけにもなりました。就職活動とか、留学の面とか、そういう面ではすごくありがたかったなと思います。

――現在、刑事裁判官としてご活躍なさっている中で、当時は刑事裁判官という仕事からは若干離れた金商法の実務的なものを書いたということがどう活きているなと感じられますか。

**浅江** 一番初めに申し上げたように、私はこういう風にまとめたものを書けば書くほどその分自分が成長すると信じていますし、実際そう感じています。今でも、投稿などはしていませんが、何かある度にまとめたものを作る習慣は作っています。

――論文という形にしたということが役に立っということですね。

浅江 そうですね、大学時代に書いていたというのもありますけれど、ローレビューに載せるにあたって注の付け方を学べましたし、リサーチペイパーを書く中で、長いものを書くときに小見出しがいっぱいあった方が良いとか、そういう形式的な面ですごく勉強になりました。実務家になってから初めて論文を書くよりも、ロースクール時代にこういうものを書かないで、実務家になったと思います。もし、ロースクール時代に1本もこういうものを書かないで、実務家になってから雑誌に載せるために何か書くということになったらきっと大変苦労するだろうなと思います。

――刑事裁判官としてはいかがですか。

**浅江** 刑事裁判の実務でこれが活きているか といわれると、直接的には活きていないと思 いますが、それが足腰になっているのではないかなという気はします。ですので、例えば、未修の人が1本論文をしっかりと力を入れて書くと、すごく成長するという感じはしますね。大学2年次の時に、初めてゼミに入るために論文を書きましたが、それですごく成長したと思います。

――今から振り返っても、論文を書いてみて よかったと思われますか。

浅江 そうですね、私がロースクール生だっ た頃は、旧司法試験と予備試験の間の時代 だったので、ロースクールの期間をどう使う かという発想でした。 当時は、 旧司法試験の 人と新司法試験の人はどっちが良いかいう話 がありました。私は、ロースクール制度は良 い制度だと思っていますが、良い制度だと言 うためには旧司法試験の人がやっていないこ とを勉強し、成長したと言えないと自分で証 明できません。そうなるとロースクールで何 があるかと考えたときに、ただ単に基礎的な 科目を勉強するだけではなくて実務的な科目 を勉強するとか、時間があるので論文を書く とか、そういうところでロースクールの2年 間で旧司法試験に早く受かった人よりも成長 できたという風に言えないといけないと思い ました。そういう面で、ロースクールで論文 は書くべきであり、書いてよかったなと思っ ています。

――今のロースクール生にとっても、リサーチペイパーを書く意義はあると思いますか。 浅江 あると思います。ロースクールを卒業して新司法試験を受けようと思っている人なら、リサーチペイパーは必ず書いた方が良いと思います。

論文を書くことによって成長できるということもありますし、おそらく、1つもまとまった文章を書いた経験がないと、実務に出てから戸惑うのではないかなと思います。また、弁護士の方は若い年次でも雑誌に寄稿する人も結構いると思いますが、その際、ロースクールでリサーチペイパーを書いて、先生にご指導をして頂き、ローレビューに載せるためにローレビューの規定に従った注の付け方を訓練していたらすごく楽になると思います。

——本日はどうもありがとうございました。 (2016年9月2日収録)

## <研究者>

学習院大学法学部准教授 長戸貴之 先生

東京大学法科大学院 2012 年 3 月修了。 東京大学大学院法学政治学研究科助教を経て 2015 年 4 月より現職。



第7巻掲載(28頁)

「相続税法と遡及効――裁判例・裁決例の分析から――」

──本日は、第7巻に掲載された「相続税法と遡及効 ──裁判例・裁決例の分析から──」の執筆者であり、現在、租税法の研究者になられました長戸貴之先生にお話をうかがいます。

## ~執筆前~

——論文執筆のきっかけはなんだったので しょうか。

長戸 ロースクールに入学した当初のモチベーションとして、研究者になることはまだ全く考えたこともありませんでしたが、ロースクールに行くからには絶対にリサーチペイパーは書きたいと思っていました。その理由ですが、ロースクールならではのことをやろうと考え、その中の1つがリサーチペイパーだったのです。

ですが、リサーチペイパーを書く機会としては2年次冬学期と3年次冬学期がありますが、2年次冬学期の段階では、具体的なテーマを設定するには至りませんでした。学部4年次に租税法の面白さを知り、ロースクールでは租税法の科目が多く開講されているということから、リサーチペイパーの分野は租税法にしようとは考えていました。しかし、2年次夏学期は、必修科目がほとんどで、租税法の講義や演習は2年次冬学期の配当となっており、2年次夏学期の段階では学部の4単位分の知識しかありませんでした。そのた

め、具体的なテーマを設定するには至りませんでした。

具体的なテーマを設定するにあたって、とても役に立ったのが、東大ローレビュー編集委員としての経験でした。日頃講義を受けている先生方とは違って、自分と同じくらいの年齢や知識の人達がどのような視点でテーマを設定しているかを、査読を通じて知ることができたのは貴重な経験でした。

3年次の夏の段階で、今度こそ書くぞということで、今までの勉強の知識と興味関心に合わせて、指導教官の先生に相談して決めました。

――どのようにテーマ・関心は定まっていったのでしょうか。

長戸 学部4年次の頃に中里実先生の租税法を聴講し、ロースクールの2年次冬学期に増井良啓先生の租税法の講義と、中里先生の演習を受講しました。3年次には、夏学期に増井先生・錦織康高先生の国際租税法と、増井先生の演習、錦織先生の金融取引課税法を受講しました。

――「租税法」の講義内容からすると、そこからはまだお書きになった「相続税法と遡及 効」というテーマまでは距離があるような気がします。

長戸 実は、つながっていて、授業中に抱いた疑問から始まっています。素材とした事件の1つである大阪高判平成14年7月25日訟月49巻5号1617頁は、租税法の講義で取り

扱われたものです。また、最判平成22年10月15日民集64巻7号1764頁の方は、3年次夏学期の増井先生の演習で題材の1つになった事件です。

もっとも、そこから直ちにそれをテーマにしたわけではなくて、テーマの選定に当たってはかなり悩みました。確か5つくらいの候補を出して、そのテーマに関する一番よさそうな論文を読んでみました。そのうえで、そこから現実的に、時間の制約と、自分がそこに何か価値を付加できるものがあるかと考えたときに、「相続税法と遡及効」というテーマが一番発展可能性があると思ったのです。学生の知識でも、今までの先行研究にないものを付加できるような気がしたからです。

――価値を付加できると考えられたのは、どのような理由からでしょうか。

長戸 判例というものは理論的にも取り扱いやすく、方法論的にも慣れており、自分でも何か言えそうなテーマだなと思ったからです。その時は学生なので、実務的な最先端とかはあまり考えなかったですね。そのため、とりあえず、「何か言えそうだ」というところが大きいです。もう1つの素材事件である国税不服審判所裁決平成19年11月1日裁決事例集74集1頁はデータベースなどで自分で見つけてきて、それで3つそろえたということになります。

――テーマ選定の当時から、「こういうことが言えそうだ」ということが頭の中にあったのでしょうか。

長戸 結論とまではいきませんでしたが、平成22年判決と平成14年判決が整合的かは論ずる必要があるとは思っていました。また、平成14年判決と平成19年裁決についても、整合性を論ずる必要があると思っていました。もっとも、最終的な結論というところまではいかないですね。

――最初に疑問を持ったのは3つの判決や裁決で、そこから最終的に「私法と租税」という大きな問題に立ち返っていった、ということなのでしょうか。

長戸 逆かもしれないですね。中里先生の講義を聴いていたので、「租税法と私法」はやはり一番興味を持つテーマでした。相続税は

習ったこともなく、最初それ自体に興味が あったわけではありませんでした。ですが、 相続税は「相続又は遺贈により取得した財産」 に課されるもので、一応はストックである資 産に課される税と分類されます。所得税で は、一定期間におけるフローとしての所得に 課税するものとみることもできますから, 「収入すべき金額」などの文言に着目すれば 説明できるけれども、ストックに課税する相 続税の場合はそれではうまく説明できない。 溯及効によって、相続開始時に私法上財産を 取得した(ことになる)のか否かが正面から 問題になる。素材にした事件ではそういう点 を意識して分析を進めました。だから,「租 税法と私法」のものの見方でいったときに, 平成22年判決の方は行政法における遡及効 が出てきて、他方で、平成14年判決の方は、 民法の時効があって,「租税法と私法」のも のの見方でここが何か矛盾していないのかと いう疑問が湧いてきました。そして、相続 税って習わないけれど面白いのではないかと 勉強不足の段階ですが思った次第です。

### ~執筆中~

――スケジューリングについてお聞かせください。

**長戸** 夏休みに入る前の7月頭くらいには増井先生に「書いてみたい」と相談し、いつまでにテーマを持ってきますといったような話をして、7月半ば頃までに5つくらいテーマをボーリングしてみて、という感じですね。

執筆自体は確か、10月中に書き始めました。11月上旬には第1稿を増井先生に出しています。そう考えると時間はやはりなかったですね。夏休みのうちインターンを除いた期間と、冬学期が始まってからの10月と11月の前半に集中して取り組みました。

――タイムスケジュールはご自分で組まれたのでしょうか。

長戸 そうですね。10月の頭に今後の見通 しについて増井先生に相談に乗って頂き、そ のあとは、自分のペースで進めました。性格 的に、自分で時間の管理を行うタイプなの で、それ以降の執筆のペースは自分で決めま した。だいたい締め切りにはゆとりをもって出すタイプです。

――リサーチペイパーの締め切りは 12 月で したね。

長戸 たしか、11月上旬の段階で増井先生に第1稿を提出して、あとは手直しですね。 先生がとても素早く詳細なコメントを下さって、それを反映させる作業をしました。あとは友人1人にも原稿を見てもらい、有益なコメントをもらいました。提出直前の12月には先生が開催してくださった研究会で報告し、フィードバックを受けて反映させています。

――この論稿は、文章がスッと入ってくる感じがしまして、補正・推敲を丁寧にされているという印象を受けました。

長戸 ありがとうございます。やはり11月 の段階で第1稿を書いているので、文章の読 みやすさを意識して日本語に手を入れる時間 は相当確保できたのではないかと思います。

――執筆について先生からのご指導はどれく らいあったのでしょうか。

長戸 論文の集め方や論の組み立てというところについては、特別なご指導は頂きませんでした。一番先生に頼ったのは、これで論文になるかどうかのところの勘です。そこは経験値が圧倒的に違うので、自分の立論で論文になるかというところですね。ですので、自分で章立てや議論の大筋を作成して、それを持って行って見て頂きました。

論文のリサーチに関しては、基本的には自分でやりました。金子宏先生の基本書『租税法』の相続税の部分や遡及の部分を読み、脚注に論文があるので、それを片っ端から集めて読みました。論文を書くときに初めてのり、で読みました。論文を書くときに初めてのりなりました。当時は、例えば電子版ですよね。当時は、例えば電子版できるものがどれか、ということも詳しては知らなかったので、紙媒体のものから全ては知らなかったので、紙媒体のものから全てコピーしてしまったこともありましたし、そのあたりはうまくノウハウ化して伝えられるといいですね。指導教官で教えてくれる先生もいるかもしれないですが、私の場合は、先生に聞くのがなんとなく恥ずかしいというか、自分でできるリサーチなどをしないで答

えやノウハウを聞きに行くのはカッコ悪いというイメージがあって、先行研究を探すところはほぼ独力でやりました。あとは、東大ローレビューの編集委員をやっていましたので、それであたりがつくというのはありました。例えば雑誌の性格や想定読者についてのイメージがある程度ありました。租税に関しては金子先生の基本書やケースブックを参照したり、ほかの先生が引用しているものを読んでみたり、という手探りですね。

――論文調査に加えて執筆中に苦労したこと を教えてください。

長戸 あとはもう、何より立論ですね。立論は、本当に悩みましたね。今読むと、それ以外に説明の方法はないようにも読めますけど、すごく悩みました。夢で思いついたことを使うなど、いろいろなことがありました。

#### ~執筆後投稿前後~

――東大ローレビューに投稿しようと思われた理由はなんだったのでしょうか。

長戸 もともと先生には、東大ローレビューかはともかく、どこかへの投稿を検討してみてもいいでしょうと言われていました。ほかには、租税法だと、日税研究賞への応募という選択肢もありますね。ただ、東大の授業で書いているものなのだし、せっかくだから東大ローレビューに投稿して恩を返すのが一番よいのではないかと思うようになり、投稿するに至りました。

――ということは執筆開始時から投稿を考えていたというわけではなくて、後に先生からの勧めを受けて投稿を考えたということでしょうか。

**長戸** リサーチペイパーを提出した頃ですね。12月下旬の提出段階で、先生から「公表の仕方を相談しましょう」とご連絡頂きまして。

――先生は「公表しよう」ということだったと思いますが、研究者志望の方が、学生段階で書いたスタンスというのを世間に出してしまうことについて、怖さなどはありませんでしたか。1つの立場を出すことによって、研究者人生に影響するなどということは。

長戸 全然何も考えていなかったです。リサーチペイパーを元にして助教論文や博士論文を書く方もいらっしゃいますが、私の場合は、助教論文のテーマには全く関係していないです。とりあえず1本の論文として成り立つかどうかしか考えていなかったですね。助教論文とは「租税法と私法」というとても大きなくくりという意味ではつながっていますけれども、特にリサーチペイパーで、自分の決意表明というか、「この分野をやる」みたいな宣明といったことは全く考えませんでした。

――投稿し、掲載されたことで、その後、反響などはありましたでしょうか。

長戸 基本的には特に反響といえるようなものはありませんね。別に芥川賞をとったわけでもないので、東大ローレビューに載ったという段階では何も反響はなかったです。ただ、やはり勉強していて、自分の論文が引用されているときは、ドキッとしますね。また、実務家になった友人が「仕事で読んだよ」と言ってくれたことがあって、それは本当に、素直にうれしかったです。実務に役に立っているのか、と。読んでもらえる、という意味では、Web上で自由に閲覧できる東大ローレビューの公表の仕方は意義深いと思います。

――かつて学生時代に論文を書き、それを投稿して掲載された経験は、今の長戸先生にどのような影響を与えているのでしょうか。

長戸 そうですね。載ったか載らなかったかはともかく、やはり「書くこと」ですよね。小さなものとはいえ、論文を書く生みの苦しみと楽しさを知ることができたのが一番の勉強です。テーマの設定、文献調査、章立て、実際の執筆、研究会報告、手直し、校正。一通りすべてを経験できたのがよかったですね。文献調査の方法などについても、自分の執筆経験は本当に役に立っています。テーマの設定もそうです。未だに苦しんではいますけど、まさに第一歩、基礎になっています。一一研究者として生きてゆくうえで不可欠な

長戸 少なくとも私にとっては必要不可欠で した。もともと研究者になるかはリサーチペ イパーを書いてみてから決めようと考えてい

経験ということですね。

たということもあり、よい経験となりました

――研究者志望ではない学生についてはどのようなアドバイスがありますか。

長戸 論文を書くのは面白いですよ、という ことに尽きると思います。性格によるので しょうけど執筆はやってみたら面白い。自分 が何かを主張できる場があるという意味で は、リサーチペイパー執筆の機会は本当に貴 重ですね。何がいいかというと, たとえ実務 家になったとしても論文を書く機会はあると 思うのですが、大体、テーマや字数に制約が あるわけです。自分の純粋な疑問に対して, 頭の柔らかい、先行研究もほとんど知らない うちに、ゼロから調べて議論を組み立てられ るという機会は、本当に貴重で、そのような 作業はとても面白いものだと思います。しか も、とても高名な先生のご指導を受けられる という特典がついてきます。何よりも,知的 に楽しい作業なので、これをやらずにロース クールを出てしまうというのは、少しもった いない感じがします。

せっかくロースクールに進学したのであれ ば、試験を目標にする生活よりも、それ以外 の、ロースクールでしか経験できないことを 楽しみながら司法試験に受かるという生活の 方が楽しいですよ,ということですね。法曹 になれば, 当然のことですが司法試験には全 員が合格しているわけです。ですから、試験 勉強をしつつも、その間に、ほかにどのよう にして楽しみながら自分に価値を付加してい くか、というところを考えてみるのは大切な ことなのではないかと思います。自分が必要 以上に司法試験の勉強に費やそうとしている 時間でほかに何ができるかを考えてみるとい うことです。リサーチペイパー執筆はあくま で数ある選択肢の中の1つであり、ほかに も,色々な講義や演習をとってみたり,東大 ローレビューの編集委員であったり、出張教 室であったり、コンペティションであったり と、東京大学のロースクールの恵まれた学習 環境にはたくさんあると思います。

——本日はどうもありがとうございました。 (2016年8月31日収録)

# <弁護士>

西村あさひ法律事務所 弁護士 根本 拓 先牛

東京大学法科大学院 2011 年 3 月修了。 65 期司法修習を経て、第二東京弁護士会(2012 年登録)。



第6巻掲載(106頁)

「性同一性障害者をめぐる法及び社会制度についての考察」

――本日は、第6巻に掲載された「性同一性 障害者をめぐる法及び社会制度についての考 察」の執筆者であり、現在、弁護士としてご 活躍されている根本拓先生にお話をうかがい ます。

## ~執筆前~

――そもそも論文を書こうと思ったきっかけ はなんだったのでしょうか。

根本 大村先生のゼミに、ロースクールに入学して1年目の時に入って、ゼミの飲み会でお話ししているなかで、大村先生からリサーチペイパーの執筆を提案して頂きました。私は最終学年の冬学期に書いたのですが、最終学年の冬学期って授業が少ないですよね。司法試験の勉強に10月~4月の7か月も使うというのは時間の使い方としてもったいないと、それで是非書いてみようと思い、書くに至りました。

性同一性障害というテーマは大村先生とご相談して決めました。大村先生にまずご相談したのは、制度論をやりたい、これからの法律家というのは解釈論だけではなくて制度や秩序を作ることに参与していかなければいけないと思っていますということでした。そうしたところ、大村先生から、性同一性障害(生物学的な性別は明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持つこと)については特例法

(性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律)が議員立法として成立したが、今後も変わり得るものであるので、今後、性同一性障害をめぐる法制度をどのように作ればいいかを考えてみたらどうか、とご提案頂きました。性同一性障害について、最初から強い関心があったというより、制度論についてしっかり突き詰めて考えたいということがこのテーマを選んだ大きな理由でした。

伝統に伝統が積み重なっているようなテーマについての制度論は、まずは法制史をしっかり勉強しないといけないので、リサーチペイパーでやるには無理があります。一方、性同一性障害については、有史以来、性別二分論のもとに世の中は成り立っていて、生物学的な性と心の性は一致しているという前提があり、生物学的な性に基づいて法制度が作られてきたわけですが、ここにきて性同一性障害というものがあるということが分かってきて、それで法整備をしなければならないということで法整備がされた。歴史が浅いので制度論に取り組みやすかった。そういう背景もありました。

――先生に頂いたテーマ以外は考えなかった のですか。

**根本** 考えなかったですね。正直なところ、 論文を書いてみたいという思いはあったので すが、自分の中でやりたいテーマというのが 明確にあったわけではありませんでした。大 村先生にテーマを与えて頂き感謝していま す。

#### ~執筆中~

――リサーチやスケジューリングについてお 聞かせください。

根本 9月後半~10月中にリサーチをして、ちょこちょこと書き始めたのが10月~11月です。仕上げたのは12月の1か月でした。大村先生との1~2時間の面談を月に1度ぐらいで入れて頂き、途中段階のものをお見せして、コメントを頂いていました。12月の中旬に、ほぼ最終稿をお見せしていたと思います。大村先生に、この時までに何をするようにといった形でスケジュール管理をして頂いたのは大変効果的でした。大村先生は教育熱心な方で、教育者としても尊敬すべき方であると今でも感謝しています。そういう先生に指導担当のお願いをするといいかもしれません。

――リサーチについてですが、法学の文献だけを漁ればよいわけではないため難しかった と思うのですが。

根本 性同一性障害特例法についての立案担当者解説(南野知恵子監修『解説 性同一性障害者性別取扱特例法』(日本加除出版,2003))があることをまず把握して、そこからたどっていきました。やっぱりリサーチって芋づる式じゃないですか。まず基本となる本があって、それが参照している本があって、それを読んでいくとまた参照されている本があって。それをどこまでやろうかと。法学の本だけではなく、社会学的な本、さらには性同一性障害の方が思いを綴った本も読みました。ただ、性同一性障害については、あまり本がないので、そういう意味ではリサーチの負担はそれほどでもなかったかもしれません。

リサーチペイパーの内容を検討する上で大切にしていたことは、当事者の不利益状況をしっかり把握することでした。制度論をやる上では、具体的な場面を色々と想定しながら、細かく制度論を詰めていく必要があるので、具体的に、どのような不利益を性同一性障害の方が被っているのかということをしっ

かり把握することが大事でした。私はあくま で文献ベースで性同一性障害の方の本を読ん で、どういう不利益があるか把握しようと努 めたのですが、今思い返すと、実際の当事者 にインタビューをしてもよかったのかもしれ ません。そうしたら、フィールドワークを ベースとした論文を書けたのではないか、い い論文にできた余地があったなと今でも思い ます。ただ、フィールドワークをする場合に は、色々な方がいる中で、1人の方に依拠し てしまうとその方の認識が過度に一般化され てしまうという問題が生じるので、インタ ビューをするなら、何人もの方にインタ ビューをしなければいけなかったと思いま す。それを3か月でやるのはちょっと限界が あるかなという気はしています。

――今おっしゃった当事者の不利益というのは、書くときに意識されたのですか。

根本 書くときには当然意識しました。一方 で、自分の論文で試みたのは、性同一性障害 の方に寄り添いつつも、社会の方にも目を向 けることでした。性同一性障害の方の不利益 を考えながらも, それと対峙する人々の不利 益, つまり生物学的な性に基づく男女二分法 に絶対的な根拠がないとはいえ, その価値観 に染まって育ってきた人たちに、その価値観 に根拠はないのだから、心の性をベースとす る社会秩序のあり方を甘受しろというのはあ まりに乱暴なのではないかという気がして, そのバランスをどうとるかということに腐心 しました。そこが一番難しかったかなと思い ます。今、仕事をしながら、今後、弁護士と いうのは、官僚の方たちと一緒になって、ま たは企業の方たちと一緒になって、こういう 政策を作っていくべきなのではないか、こう いう秩序が社会にあるべきではないか、とい うことを提案していく役割を担っていくべき なのではないかと考えています。そのために は,一当事者の利益を考え,その実現を図る だけではなく, 社会全体のバランスも考えた 上での提言をしていかないと受け入れてもら えないのではないかと思っています。当時そ こまで考えていた訳ではないですが, 突き詰 めるとそういう問題意識があって、当事者の 不利益をとにかく解消するべきというだけで は不十分で、社会の側でも受け入れられるラインはここなんじゃないか、というところを 提示するようなことをしたいと思っていました。

### ~執筆後投稿前後~

――最初から投稿はしようと思って執筆して いたのですか。

根本 ローレビューの投稿募集時には、せっかく書いたのだから投稿したいなと思いましたが、書く前から思っていたわけでは全くありません。リサーチペイパーを書いて、レビューというものがあるということをどこかの段階で知って、それなら投稿してみようかなと。内容的には、リサーチペイパーとして提出したものからあまり直していないと思います。通らなくても別に不利益はないし、もし載せて頂けるのなら自分にとっても栄誉なので、投稿をためらう理由はないと思っていました。

――学生のときに論文を書いたということが 今のご自身にどう活きていると感じますか。 根本 実践的なところで言えば文章力だとか リサーチカ。弁護士事務所に入ったあと、リ サーチをする機会は多いですし、 基本的には 文章としてアウトプットしなければならな い。試験というのは2時間なり4時間の中 で, 採点ポイントが決まっていてそこを拾っ ていれば内容が多少不正確であったり, 文章 は多少下手だったりしても点はもらえます が, 依頼者に対して出す成果物については, 十分なリサーチがされていて, 文章もしっか り論理が通っている必要があります。テスト は、結局頭の中で覚えた内容をもとに書くの でリサーチは必要ないのですが、実務ではそ れだけではだめなんです。徹底的にリサーチ をした上でしっかりとした文章を書くという 力が求められているわけですが、論文を書く ことによってこういった力が身につくのでは ないかと思います。

――執筆の経験は、弁護士として論文を書く 機会でも役立つのでしょうか。

根本 はい、そう思います。事務所に入り、 執筆の依頼を受けた事務所の他の弁護士が、

誰か一緒に書きたい人はいるかと探していた ところで手を挙げ、論文を書く機会を頂きま した。そういうときに、論文を書いた経験の ない人が、いきなり論文を書くのは結構大変 だと思います。実務家にとって、しっかりと 論文を書けるという能力も重要です。実務家 が学者の方のように法制史を遡るような骨太 の論文を書くことはなかなか難しいと思いま すが,一方で実務家は、自分が担当した案件 などで得た問題意識を活かして, こういう未 解決の問題がある、ということを世の中に提 示していくことができます。それを見た学者 の方達が、その問題をより骨太な議論の中に 取り込んでくださる,こういったサイクルを 日本社会として, 法曹として作っていかない といけないと思っています。また、依頼者の 視点からも, こういう論文を書いていますと 分かれば、ではこの人にお願いしてみよう か,となったりします。そのため、実務に 入ってから良い論文を書くための準備作業と しても、リサーチペイパーは貴重な機会だと 思っています。問題意識の持ち方、議論の組 み立て方など論文のイロハを東大の教授にご 指導を頂ける機会なんて、実務に入ってから はないですから。

一一確かに、ロースクールにいると忘れがちですが、一流の先生方にご指導頂けるのはロースクールが最後の機会かもしれないですね。他に、今に活きていると思われる点はありますか。

根本 もう1つは、思考力です。じっくり1つの問題と向き合う経験って意外とローカールで少ないと思うんですね。一方、弁護士になると、どこにも答えが書いてないまな案件が来て、そういった案件について最終で答えを見出さなくてはいけない。最確に裁判になった時にどうなるかについて最終でありに裁判になった時にどうなるかについて確しなんで言えないので、やっぱり自分なりました。なんで言えないので、やっぱり自分なりました。かり得るのではないかといったような、一種しっなきではないが、じっくり問題と向きを発力ではないのリサーチをして、それをもて、できるだけのリサーチをして、それを提示できるだけのリサーチをして、それを提示できるだけのリサーチをして、それをして、できるだけのリサーチをして、それをして、ぞえを出す、自分なりの解を提示

する、そういう力が実務ではすごく要求されているのではないかと思っています。先例をただ引用してアウトプットするというのは誰にでもできるのですが、依頼者が求めているものはそういうものではない場合が多々ある。そういった依頼に応える力を鍛えた場がリサーチペイパーでありローレビューだったのではないかなと思っています。

あと、教授とディスカッションする機会は 貴重でした。学部と比べたときのロースクー ルの良い所は、教授との距離の近さだと思う んですね。授業の時の質問でもいいのです が、リサーチペイパーの指導においては自分 の考えていることに一対一で向き合って頂け るし、自分もすごく考えている問題だから ディスカッションのレベルも高くなって、非 常に強い知的刺激を受けます。そういう機会 を得られたというのはすごくよかったなと思 います。

さらに、さっきの話と共通するのですが、 弁護士として活躍するためには、自分なりの 強みだとか特色っていうのを出さなきゃいけ ないと思っています。どういうことかという と、実務を始めると、頭がいい人はいっぱい いるんです。みんな頭がいいんです。だか ら、語弊を恐れずにいえば、試験勉強だけし て司法試験に合格することだけを目指してい たのでは、そういった環境の中で活躍しよう としてもなかなか難しいのではないかなと思 います。司法試験が終わってからが本当の勝 負なので、将来を見据えて、実務で要求され る試験勉強 $+\alpha$ の「 $\alpha$ 」となるような自分の 強みや特色を作るという観点からも、リサー チペイパーを書いておくことは有益な気がし ています。

加えて、あくまでも一般論ですが、希望する弁護士事務所に入所する上でも、リサーチペイパーを書いておくことは有利に働くのではないでしょうか。自分はただ試験勉強やっていただけじゃありませんと、こういうことについて興味があり、そのことについてしっかり考えてきましたというのを1つ言えたら、普通に考えれば、採用する側からの印象はよくなるかなと思います。

また,海外のロースクール等への留学にも

プラスです。海外のロースクールへのアプライ時には、レジュメ(履歴書)やパーソナルステイトメントを出すのですが、弁護士として同じような業務をやってきていると、やはりレジュメやパーソナルステイトメントの内容は他の人と似通ったものになってしまいます。その中で、あるテーマでリサーチペイパーを書いて、ローレビューに載りましたということを書けることは、どう考えてもプラスです。そういう観点からもリサーチペイパーを書き、ローレビューへの掲載を目指すのはいいのではないかと思っています。

ただ、偉そうに色々と述べさせて頂きましたが、私の場合、基本的には全て結果論です。ここまでお話ししてきたことはいずれも、リサーチペイパー執筆前は大して考えておらず、時間もあるし、大村先生にも指導して頂けるということだったので、書いてみようかなと思っただけでした。それが、結果的に今につながっているということだと思います。 ——本日はどうもありがとうございました。

(2016年9月1日収録)

\_ 0

## <検察官>

#### 検事 山名淳一様

東京大学法科大学院 2012 年 3 月修了。 66 期司法修習を経て、2014 年より現職。



第7巻掲載(126頁) 「施設内処遇に続く社会内処遇の検討」

――本日は,第7巻に掲載されたご経験があり,現在,検察官としてご活躍の山名淳一様にお話をうかがいます。

#### ~執筆前~

――執筆のきっかけに関し、そもそもこの論稿は授業の発表レポートから始まったということですが、そもそも刑事政策の授業を取られたというのは、元々検察官を目指されていたからだったのでしょうか。

山名 そうです、元々検察官志望で、以前ゼミを取っていた佐伯先生が、刑事政策が専門だという話をしていたこともあり、興味を持ち、実務に近いというのもあって実際の問題を一番取り扱っていると思い取りました。

――授業の中で、テーマはどのように決めた のですか。

山名 最初から 10 個くらい大きなテーマがあり、その中から選んでいくという形でした。刑務所に入れて意味があるのかとか、どうやって犯罪を減らすのかとか、そういう学生らしい疑問を持っていました。刑法は犯罪を定義して犯罪を処罰する勉強です。でも、結局それだけやっていても犯罪は減らない。厳しく処罰しておけば、というドラスティックな発想もあるかもしれないけれど、現実問題、そんなにうまくいくわけはないです。じゃあ刑務所が何をやるか、刑務所を出た後どうするか、社会の受け入れとか、そういう

ところにちょうど興味があった時期だったので、「社会内処遇」のテーマを選びました。それで、どういう風に社会内処遇が動いているのかと調べたら、ちょうど一部執行猶予の改正の議論がされている時期でした。部会の資料なども豊富にあり、やりやすいなと思い、テーマとしたという感じです。

――テーマは発表のときから変わりました か

**山名** 発表レポートとは別に学期の最後にレポートを出したのですが、テーマはそのままで書き、それがこの論稿になっています。

――テーマ選定では、どういう書籍・雑誌を 読まれましたか。

山名 最初に、川出先生がこのテーマの論文や教科書などの参考文献を2~3示してくれました。それがあったので、それをまず読み、論文の注をたどりました。刑事政策の「け」の字も知らなかったので、刑務所は、そこに居させて作業をさせるだけの場所だと思っていましたし、刑務所から出てきても保護観察所は何をするのだろうと思っていました。保護観察所は知っていたし、保護司さんも知っていたけど、何をするかは知らなかった。ですが、参考文献を読んでいったら、意外とちゃんとやっているのだな、やろうとしているのだなと分かり、より興味を持っていったというところです。

――授業のレポートをローレビューに投稿するにあたって苦労はありましたか。

**山名** 投稿するつもりでレポートを書いていたので、その点では苦労はなかったですね。 ──そもそも執筆・投稿しようと考えたのはなぜでしょうか。

山名 卒論を書きたかったんです。東京大学の法学部のゼミは特殊で、ロースクールもそうですが、ゼミじゃなく授業っぽくて、レポートは書くけど別に卒論とかではない。大学に入るときの1つのあこがれが、ゼミに入ってしっかりみんなで研究して卒論を書くことでした。理系の人は卒論をしっかりやっていて、私も1回卒論を書いてみたいと思いました。ちょうど最後に一番興味を持てた分野にも出会えたので、しっかりしたものを書こうと決意しました。ただレポートを書くだけだとモチベーションが上がらないと思い、投稿しようと思いました。

——リサーチペイパーを書くことは考えなかったのですか。

山名 リサーチペイパーも考えましたが、リサーチペイパーは夏休み中にテーマ設定をする必要があり、その時はあまりいいテーマが思い浮かばなかったんです。刑法とかのシビアなぎりぎりの問題にはしっくりこなくて、テーマ設定ができなかった。だからもう少し、社会で起きている事象の多くの部分に影響があるような議論をしたいと思いました。それも刑事政策の授業を選んだ1つの理由でもあり、テーマ設定で社会内処遇を選んだ1つの理由でもあります。

——それはロースクールに来ていたからこそ 思ったこと,ということでしょうか。

山名 それはそうだと思います。学部のときはそこまで思わなかったと思います。ロースクールでは実務家の人とも触れ合ってそういう話もするし、比較的、実務に意識を向けて勉強するから、そこで自分の興味を見直す機会にはなりました。細かいシビアな部分の議論よりも、大きなものに対してアプローチする方が常にモチベーションが保てるのかなと思い、そっちの方にテーマを設定したところがありますね。

――その問題意識を絞っていくにあたって先生と話しましたか。

山名 基本的には自分で絞り込んでいきまし

た。川出先生は自由にやらせてくださいました。

#### ~執筆中~

――学部で卒論がない中、論文の書き方はど ういう風に身につけられたのでしょうか。

山名 全然分からなくて、読んだ論文の見様 見真似でした。ただ、教授の先生とかと勉強 会をする機会があって、先生方の論文とか、 草稿段階のものを見せて頂いて、それを題材 に議論し、直していく様子を見たり、その議 論にも参加させてもらったりして、先生方が 論文を書くのにどういうことに気を遣ってい るのかとか、間近で見せてもらいました。そ の時の議論などを意識し、役立てたというと ころです。

――この論稿を読んでいて、なにか講義を聞いているというか、語りかけられているような文章だなという風に思いました。

山名 それは嬉しいですね、割と日本語には 気を遣いましたので。自分の書くときの癖と いうか、書いたあと口に出して読むんです。 リズムが悪いと書き直します。丸(句点)で 区切るのを意識したのと、英語でいう関係代名詞的なものがあまり入らないようにしました。

――その中で「受刑者の利益のために社会復帰のための処遇が求められるわけではない」といった言葉遣いで強い主張もされているところに、立ち位置の難しさが反映されているのかと感じました。

山名 そうですね。そこは色々考えました。受刑者の利益に加え反対利益もあるわけで,反対利益に対しての議論もしなきゃいけないのですが,「受刑者の利益が」,といくと反対利益の議論をどうしてもしづらいところがあると思うんです。だから,そもそも総合考慮をやっているのだと。反対者にとっても利益になるというスタンスでやるのだという,そこの立ち位置は最初に定めておかないと,議論が立たなくなる,ということは一番考えました。そこは一番強く書いたかもしれなですね。社会としての総利益を考えたら,ある程度,不公平とかそんなことをいちいち文句

言うなというスタンスで書いていった方が、 議論がしやすいし、受け入れられやすいし、 政策論なのだから当然そうすべきだと思い、 そう表現したところです。

――この点は当初のリサーチの段階で気づく ものなのか、それとも書いていく中で「ここ は定めなくては」と思ったのですか。

山名 書いているときですね。多分、発表の ときはそんなに強く言っていなかったと思い ます。レポートを書いているときに、どんな 法律にせよ法律じゃなきにせよ, 価値判断を しなければいけないところはある、右でも左 でも振れるような問題については、こういう 価値判断のスタンスで行くのだから右なのだ と。そうなると、最初にその価値判断が正し いのだということを言わないと、実は議論に 全くならないわけですね。書きながらそれに 気が付いて、これは頭で言っておかなきゃだ めだなと思いました。いい論文というのはや はり、その人のとっている評価軸がある程度 納得できるところがあって、こう言っている のだというところが分かりやすいものだなと そのとき色々な論文を読んで思った次第です

――執筆中に苦労したことを教えてください。

山名 苦労は、知識がゼロから始めたことですね。10月に冬学期が始まったときから刑事政策を始めたので、何がオーソリティなのかが分からない、自分の立っている議論なのか、この人だけが個別でやっている議論なのか、もしくは有力説にとどまるのかとか、そういうところが分からない。だから、教科書を濫読しました。その結果、大体みんな言っていることは同じなんだなと分かりました。それまで、法律の有力説と通説という、そういっ分け方があるというわけではないのだということが分かるまでに時間がかかりました。

あとは、一番苦労したのは、どこまでいっても当時の私は犯罪者に会ったことはなかったし、更生とかを現に目の当たりにしていたわけでもなかったので、机上の空論なんですね。ある程度の実務家が読んだときに、色々

理屈をこねているけど, そうは言っても現実 はそんなんじゃない、あなたの理屈は正しい ですね,でも使えませんね,となるのが,す ごく怖かったです。その懸念は最後まで残り ました。それが一番怖かったというか、そう なったら意味がないんですね。実社会に寄り 添っている政策側の議論をしているのに、自 分がやっている論文が、結局、実社会からみ たら全く意味のないことを書き連ねているだ けだったら書いた意味はないですし、いちば ん苦悩しました。最後のVの3で、今すぐや れというわけじゃないよって書いています。 すぐにできるわけはないので、これを書かな いと政策論じゃなくて、単なる理想論になっ てしまうので、そう書き加えたと記憶してい ます。現実との距離をすごく考えました。政 策論なので、実現不可能なことをいっても しょうがない。ただそこも、現実が分かって いないから現実との距離の測りようがないた め、すごく苦悩しました。

――執筆にあたっても、いざ投稿するという 段階にあたってもそう思われていたのです ね。

山名 むしろ今でもですね。なぜ議論をし、 論理を重ね、学説なり解釈なり提案なりをし ているかというと、社会をよりよくするため というのが一番なわけですよね。だから、最 終的にここでしている議論は、社会に投げ て、社会で実現されるということを目標にし た議論をしないと意味がない。その要請がと思う んですね。民事系であれば、社会の要請がと思う んですね。民事系であれば、社会の要請が関 度が作られていきます。だから、その辺の分 野はすごく社会に密接にかかわっているのだ けど、刑事系で書くにあたっても、そこを意 識して書かなければならなかったということ ですね。

#### ~執筆後投稿前後~

――レポートから投稿までに手直しはされた のでしょうか。

**山名** 刑事政策のレポートは,発表が年内で割と早い方だったので,そこからレポートま

でにきれいに直しました。そのレポートの形でローレビューに出したと思います。

――論文執筆経験は現在のご自身にどう生きているでしょうか。

山名 社会内処遇がどのようなものかを調べ たことは、検察官の仕事として処分を決する 際に役に立っています。処分の結果どうなる かを具体的に分かっていないと、どの処分が 適切なのか判断できませんから。また、被疑 者の再犯防止のためにどのようなことができ るかという話をすることもあり、そのときは 論文執筆のために社会内処遇について調べた ことがとても役立っていると思います。ま た,この「分からないことを調べる」という 経験をしたことは役に立つこともあると思い ます。分からないことについて調べるという ことは今でも当然やっています。仕事をして いく中では分からないことだらけですので。 ――検察官の仕事をされている中でも、当時 論文を書いた中での調べ方は生きてくるので しょうか。

山名 物事を調べるというところでは、そうですね。調べ方はちょっと変わってくるかもしれませんが。物事をしっかり調べるという意味ではすごくいい経験ができたと思います。1回こういう、物事をしっかり調べるということを経験しておくと、今後仕事で調べるときに、ちょっとハードルは下がると思います。

――最後に、検察官志望で論文を書くか悩ん でいる人に一言お願いします。

山名 物事を一生懸命考えることを1回やってみるというのは、何事についてもいいことで、かつ、司法試験の勉強はみんながやっているわけだから、そうではないところについて1回見てみるというのは、視野を広げるためにも、何事をするにもいいことだと思います。あとは、身もふたもないことを言うと、論文は半分趣味みたいなところもあります。要求されていない以上はやっぱり趣味の気持ちはあると思うけど、学生のときしかできないですからね。こんなにまとまった時間をといっことは、社会に出たらありえないから、そういうまとまった時間がとれる時期に、じっくりと1つの物事について、調べて、

考えて、自分の意見を練り出すっていう作業 をすることは、どこかで役に立つのではない か、と思います。

——本日はどうもありがとうございました。 (2016年9月1日収録)